

帝

明治十八年五月一日

第一局

主任

内閣書記官長

書記官

備

上申案

別紙左記者同鹿兒島府申牒屋敷公債證書三箇より  
 此端粘取並利金課税簿付、然金部令三初七回余債  
 主、交附又十分元等の一等出仕地端某作、  
 其能、取取起所、  
 負本年後、用在、  
 之右、  
 方、

市橋金案

何少金案

寫行相多漢通繼

明治十八年四月十八日

第一局

主

内閣書記官長

書記官

属

上申案

別紙大抵者、  
年、  
該、  
要、  
第、  
作、  
甲、